



提供年月日：令和2年(2020年)6月16日
部 局 名：商工観光労働部
所 属 名：商工政策課
係 名：企画・イノベーション推進係
担 当 者 名：今井、福永、窪田
電 話：077-528-3712 (内線 3712)
E - M a i l：fa0001@pref.shiga.lg.jp

新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金の申請期間について
～支援金申請お忘れではないですか？～

新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、4月16日、国の緊急事態宣言の全国拡大により、滋賀県全域が緊急事態措置の実施区域となったことを踏まえ、滋賀県では感染拡大を防止するため、事業者の皆様へ施設の使用制限や施設の営業時間の短縮（以下「休業等」といいます。）へご協力をお願いしました。

この依頼に応じて、休業等の対象となる施設（以下「対象施設」といいます。）で事業を営む方で、休業等に全面的に協力いただいた県内中小企業および個人事業主等の皆様に対して、「新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金」の支給事務を行っています。

申請期限は6月26日（金）となっており、残すところ10日となりましたので、改めてお知らせします。

記

1 申請期限

申請期限は6月26日（金）となっており、申請漏れがないようお願いいたします。

【郵送の場合】6月26日（金）の消印有効。必ず、簡易書留で郵送願います。

【オンライン申請の場合】6月26日（金）17時00分までに送信を完了願います。

2 体制

本事業を円滑に進めるため、令和2年5月7日（木）付けで、滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部の経済・雇用対策班内に、臨時支援金支給チームを設置し、業務を開始。

6月15日（月）現在、約50名で業務に従事。

3 設置場所

滋賀県危機管理センター3階 オペレーションルーム

4 申請件数及び支給（振込）決定件数

郵送3,695件、オンライン申請3,041件、合計6,736件（6月15日（月）16時現在）

6月22日（月）までに5,253件、8億7,960万円の支給（振込）を決定済み

5 申請について

下記ホームページをご参照ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syougyou/311612.html>

6 問い合わせについて

滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター

電話番号 077-528-1344（開設時間：9：00～17：00（平日のみ））

※ 臨時支援金支給チームは、個人情報・企業情報等を取り扱うため、直接の取材は御遠慮ください